

枚方市総合計画策定条例

平成25年3月12日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すとともに、それぞれの基本的施策を実現するための主要な取組をまとめた計画をいう。

(総合計画審議会)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

5 委員の委嘱期間は、当該諮問に係る答申の日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第2条(第1項を除く。)から第10条までの規定を準用する。

(平25条例22・一部改正)

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(平25条例22・一部改正)

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合性の確保)

第6条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。